

千葉県身体障害者訪問理美容サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の重度肢体不自由者の清潔で快適な生活を支援するため、理美容師を派遣して理容サービス又は美容サービス（以下「サービス」という。）を行う身体障害者訪問理美容サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 事業を利用できる者（次項において「利用対象者」という。）は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表の障害区分が肢体不自由で1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者もしくはこれと同程度の障害の状態と、医師の意見書等で証明された者のうち以下各号すべてに該当する者とする。

(1) 18歳以上65歳未満の者

(2) 理容所又は美容所において理美容サービスを受けることが困難であること。

(3) 市内に住所を有し、かつ在宅の者

2 前項の規定にかかわらず、健康上又は身体的な状況等の事由により、この事業の実施が困難と認められる場合は、利用対象者としなないことができる。

3 第1項本文の規定にかかわらず、65歳以上の者については、次の各号のすべてに該当する者に限り利用対象者とする。

(1) 第1項本文、第2号及び第3号のすべてに該当する者

(2) 千葉県高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱第2条第1項に規定する対象者に該当しない者

(利用申請)

第3条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、身体障害者訪問理美容サービス利用申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(決定)

第4条 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは身体障害者訪問理美容サービス利用決定通知書（様式第2号）により、事業の利用を認めないときは身体障害者訪問理美容サービス却下通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、当該利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に利用券を速やかに交付するとともに、第10条の規定によりサー

ビスの提供を依頼した委託事業者へ、身体障害者訪問理美容サービス利用決定通知書の写しを送付する。

(変更届)

第5条 利用者は、第3条の利用申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に対し、身体障害者訪問理美容サービス申請変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(辞退届)

第6条 利用者(利用者が死亡した場合にあっては、その代理人)は、次の各号の一に該当するときは、速やかに身体障害者訪問理美容サービス利用辞退届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 第2条第1項に定める利用対象者の要件を備えなくなったとき。(同条第3項に基づき利用対象者となった者を除く)

(4) 第2条第3項に定める利用対象者の要件を備えなくなったとき(同条第3項に基づき利用対象者となった者に限る)

(5) 身体障害者施設等の施設に入所したとき。

(6) サービスの提供を受ける必要がなくなったとき。

(利用の取消し)

第7条 市長は、利用者から前条の規定による届出があったときは、利用の取消しを行うことができる。

2 前項に定める場合のほか、市長は、サービスの提供が不相当と認めたときは、利用の決定を取り消すものとし、その旨を身体障害者訪問理美容サービス利用取消通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、第10条の規定によりサービスの提供を依頼した委託事業者へその旨を通知する。

(利用券)

第8条 利用券は、1回の理美容サービスに1枚使用する。

2 利用券の交付枚数は、次に定めるとおりとする。

(1) 第4条第1項の規定により事業の利用の決定を行った日(以下「決定日」という。)が3月15日から6月末日までであるとき4枚

(2) 決定日が7月1日から9月末日までであるとき3枚

(3) 決定日が10月1日から12月末日までであるとき2枚

- (4) 決定日が1月1日から3月14日までであるとき1枚
- 3 利用券は決定日が3月15日から同月末日までであるときは、4月1日以後の日に交付する。
- 4 利用券は、記名者本人に限り使用できる。
- 5 利用券の有効期限は、交付した日の属する年度の末日までとする。
- 6 市長は、第2項により交付した利用券の有効期限が到来した後の各年度分の利用券として、第2条に定める対象者の要件を確認のうえ、それぞれ当該年度の4月1日以後の日に4枚の利用券を交付する。

(サービス内容)

第9条 事業によるサービス内容は、次のとおりとする。ただし、利用者の健康上又は身体的な状況等の理由より、サービス内容の一部の実施が困難と認められる場合は、実施しないことができる。

(1) 理容サービス 調髪、顔そり及び洗髪

(2) 美容サービス カット、シャンプー、パーマ、カラーリング及びメイク

- 2 利用回数は、利用者一人あたり年間4回を上限とする。

(利用方法)

第10条 利用者が理容サービス、若しくは美容サービスを受けようとするときは、それぞれ委託事業者に、在宅での当該サービスの実施を依頼する。

- 2 前項の依頼を受けた委託事業者は、利用者と訪問する日時を調整し、理容師又は美容師を派遣し、サービスを実施する。
- 3 サービスの提供を受けた利用者は、前項の規定により派遣された理容師又は美容師に利用券を提出するとともに、次条に定める利用料金を支払う。

(利用料金)

第11条 利用者が負担する料金は、理容師又は美容師の訪問に要する費用（以下「訪問費用」という。）を除いたサービスの料金として、それぞれの委託事業者が定める額とする。

(守秘義務)

第12条 委託事業者、理容師及び美容師は、サービスの実施により知り得た業務上の秘密、又は利用者の秘密を厳守しなければならない。また、その業務を退いた後も同様とする。

(帳簿)

第13条 委託事業者は、事業に必要な帳簿を備えておかななければならない。

(訪問に要した費用の負担)

第14条 市は、理容師又は美容師の訪問に係る費用を負担するものとし、委託事業者は、その所属する理容師又は美容師に係る訪問費用に相当する額として、別に定める額を市に請求するものとする。

2 委託事業者が前項の規定による請求を行う際には、所属する理容師又は美容師がサービスを実施した際に受領した利用券を添付しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。